

介護保険法（以下「法」という。）により介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます）の数に応じて段階的に異なります。また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に提出しなければなりません。（法第115条の32）。事業所の新規指定や廃止等により、届出先が変更となった場合には、変更前と変更後の双方の行政機関に届出をする必要があります。

なお、金沢市に業務管理体制の届出を行わなければならない事業者は、地域密着型サービスを含む、居宅サービスや施設サービス等の「指定事業所が金沢市内にのみ所在する事業者」です。

#### ○業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について

令和5年3月28日より、行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下、「届出システム」といいます。）が構築され、電子申請等による届出が可能となりました。

届出システムの利用にあたっては、事業者ごとにIDやパスワードの取得が必要になります。別紙（初期設定方法等について）に記載の手順に沿って手続きを行うとともに、必要に応じて、（※1）「参考（介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出）」及び（※2）「別添2（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）」を確認いただいて、対応をお願いします。なお、届出システムの運用開始後についても従来どおり、郵送等による届出は可能です。

事業者（法人）番号について、令和5年4月1日時点で既に業務管理体制の整備に関する事項を届け出ている事業者については、事業者宛に送付しています。

（※1）「参考」は、本市ホームページに掲載しています。

金沢の介護保険 > 事業者向け情報 > 業務管理体制の整備に関する届出

URL : <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/shinseishodownload/8775.html>

（※2）「別添2」は、以下よりダウンロードし閲覧が可能です。

「業務管理体制の整備に関する届出システム」

URL : <https://www.laicomea.org/laicomea/>

## 1 事業者が行う業務管理体制の整備

### (1) 業務管理体制整備の内容

		法令遵守に係る監査
	法令遵守マニュアルの整備	法令遵守マニュアルの整備
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

※ 指定又は許可を受けている事業所等の数

(みなし事業所(病院等が行う居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ事業所)及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所を除く)

### (2) 届出先(令和3年4月以降)

区分	届出先
① 指定事業所が3以上地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
<b>④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者 (指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く。届出先は、都道府県知事)</b>	<b>中核市の長</b>
<b>⑤ 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者 で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者</b>	<b>市町村長</b>
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

## 2 変更届について

次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、変更届を提出してください。なお、指定又は許可を受けている事業所数により、業務管理体制の整備の内容が変わるため、事業所の新規指定等で事業者が増加した際には、法人が整備すべき業務管理体制の内容に変更がないか確認してください。

<届出を要する変更事項>

- ① 法人の種別、名称(フリガナ)
- ② 法人の主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- ③ 法人代表者の氏名(フリガナ)、生年月日、住所、職名
- ④ 事業所等の名称、所在地

※法人が運営する事業所数の増減により、整備する業務管理体制の内容が変更された場合のみ

- ⑤ 法令遵守責任者の氏名、生年月日

- ⑥ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
  - ※事業所等の数が 20 以上の法人のみ
- ⑦ 業務執行の状況の監査の方法の概要
  - ※事業所等の数が 100 以上の法人のみ

※ 業務管理体制届出書の様式等

金沢市介護保険課ホームページ

金沢の介護保険 > 事業者向け情報 > 業務管理体制の整備に関する届出



5 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称 担当部（局）課	
	事業者（法人）番号	
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称 担当部（局）課	
	区分変更日	年 月 日

備考

1 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴う、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて関係行政機関に届け出てください。

なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関のそれぞれに届出が必要です。

届出先区分	届出先
事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
事業所等が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市長
地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。）のみを行う事業者で、事業所等が同一市町内に所在する事業者	市町長
上記以外の事業者	都道府県知事

2 「2 事業者」の「法人の種別」欄は、事業者が法人である場合に「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。

3 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容と一致しているか確認の上記載してください。

4 「3 事業所等の名称及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入してください。書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として差し支えありません。（既存の資料の写し可）

5 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までに規定する届出事項」については、事業所等数が、20以上の事業者にあつては第3号の届出、100以上の事業者にあつては第4号の届出が必要となります。第2号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。第3号及び第4号を届け出る場合は、別添資料としてください。



## 備考

1 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容と一致しているか確認の上記載してください。

2 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入してください。

なお、書ききれない場合は、変更の概要を記入の上、別添資料として差し支えありません。（既存の資料の写し可）

3 「5 事業所等の名称及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出てください。

この場合、「変更前」欄と「変更後」欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、「変更後」欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定（許可）年月日、介護保険事業所番号（医療機関等コード）、所在地を記入してください。書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として差し支えありません。

4 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合（組織の変更、規程の追加等）に届け出てください。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届出の必要はありません。

## 1. 業務管理体制の整備に関する届出が必要な場合

全ての事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開の状況に応じ、下記の①に掲げる事項を、関係行政機関に届け出る必要があります。(法第115条の32第1項及び第2項)

また、下記の①又は②に変更がある場合も、届出が必要となります。(法第115条の32第3項及び第4項)

- ① 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の40第1項第1号から第4号に基づく届出事項
  - (1) 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
  - (2) 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
  - (3) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
  - (4) 業務執行の状況の監査の方法の概要
- ② 介護保険法第115条の32第2項各号に掲げる届出先の変更が生じた場合

なお、詳細については、金沢市介護保険課ホームページをご確認ください。

「業務管理体制の整備に関する届出」

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/shinseishodownload/8775.html>

## 2. 届出システムを利用した初回届出時の初期設定について

### ○新規参入する事業者が届出システムを利用して届出を行う場合

- ① 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面にアクセス  
<https://www.laicomea.org/laicomea/>
- ② 「初めて本システムを利用される方へ：新規に届出を行う場合はこちら」をクリック
- ③ 必要事項を入力

### ○既存事業者（事業者（法人）番号を発行済み）が届出システムを利用して届出を行う場合

- ① 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面にアクセス  
<https://www.laicomea.org/laicomea/>
- ② 「既に事業者番号（Aから始める番号）をお持ちの場合はこちら」をクリック
- ③ 以下の必須項目の情報を全て入力

- ・事業者（法人）番号 ※今回通知した番号です。  
（エラー表示が出た場合は、過去の事業者（法人）番号を入力）
- ・連絡先メールアドレス
- ・連絡先（担当者の所属・氏名・フリガナ）
- ・電話番号

- ④ 確認ボタンをクリックし、入力内容を確認
- ⑤ 実行をクリック



- ⑥ 連絡先メールアドレス宛てに、ユーザ登録完了のお知らせが届きます。
- ⑦ 以上により、届出システムの初期設定は完了です。
- ⑧ 次回利用時からログイン画面より、ユーザ ID (事業者 (法人) 番号) とパスワードを入力することで届出システムを利用することができます。

### 3. 留意事項

- ① 届出システム以外での届出処理について  
届出システムの運用開始後についても従来どおり、郵送等による届出は可能です。
- ② 業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル (事業者版) について  
初版はホームページに掲載しております。  
「業務管理体制の整備に関する届出」  
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/shinseishodownload/8775.html>  
なお、ログイン後は、届出システムよりダウンロードし、閲覧が可能です。
- ③ 介護保険法第115条の3第2項各号に掲げる区分の変更 (届出先の変更) について  
変更前の区分による届出先及び変更後の区分による届出先の双方に、届出を行う必要がありますが、届出システムにより届出を行った場合は、1回の届出で、変更前の区分及び変更後の区分の双方の届出先に情報が伝達されます。

(事務担当) 金沢市福祉健康局 介護保険課 事業者管理係 TEL : 076-220-2265      FAX : 076-220-2559
--

## 1 市外被保険者の取り扱いについて

原則、市外の被保険者は、本市に所在する地域密着型サービスの利用はできません。(例外的に住所地特例対象者、被災地からの避難者、及びみなし指定の対象者等には利用が認められています。)

市外から転入してきた利用者については、必ず被保険者証で本市被保険者であることを確認(口頭確認のみとしない)し、サービス提供を行ってください。

既に本市の被保険者としてサービスを利用している方の家族等が、自身の市外転居に併せて、当該利用者の住民票も市外に異動させてしまい、保険給付が受けられなくなったケースが発生しています。

当該利用者等に対し、契約時に、地域密着型サービスの趣旨を十分にご説明したうえで、住民票を異動する際には、事業所との事前相談等が必要であることを周知してください。

## 2 住所地特例対象者への地域密着型サービスの提供等について

### ■住所地特例とは

(施設入所者の住所地特例。介護保険法(以下「法」という。)第13条)

介護保険制度では原則、住民票のある住所地の市町村の被保険者となりますが、施設が所在する市町村の財政負担が集中することを避けるため、他の市町村にある介護保険施設に入所し、住民票を移した場合でも、転入前の市町村が被保険者となる仕組みをいいます。

### ■住所地特例が適用される施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

### ■住所地特例対象者への地域密着型サービス等の提供

(法第42の2、第54の2、第115条の45等)

住所地特例対象者は転入前の市町村の被保険者であることから転入した(住民票のある)市町村の地域密着型サービスを利用することはできませんが、地域包括ケアの観点から以下の地域密着型サービスのみ利用することができます。

特定地域密着型サービス(法第8条14項)

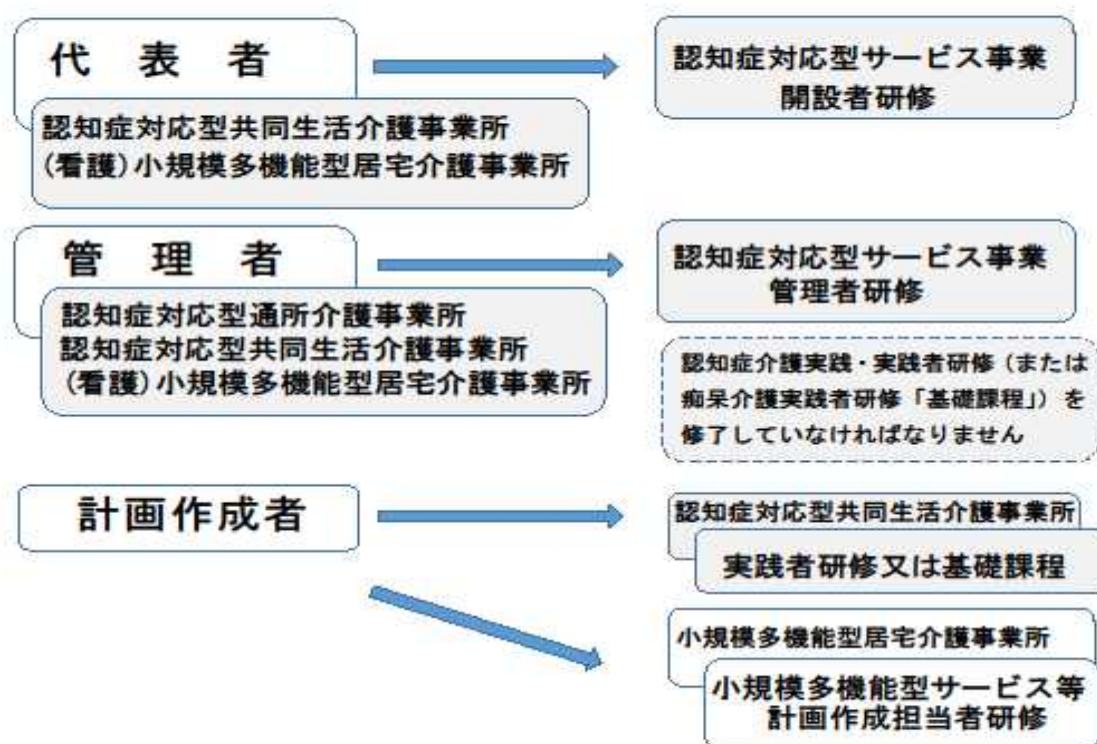
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所

介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

※ 地域密着型サービスの利用申し込みがあった際は、本人の被保険者証より、**本市の被保険者であること及び利用できるサービスの内容を確認したうえで**サービス提供を行ってください。

### 3 地域密着型サービス事業者の研修について

代表者、管理者、及び計画作成担当者に職にある者は、下図のとおり必要な研修等を受講し、修了していなければなりません。このことを充足しない場合、人員基準欠如となり、減算の対象になることがあります。



#### ○研修受講及び減算適用等に関する留意事項

##### ■代表者

交代時に研修が開催されていないことにより、当該代表者が研修を修了していない場合、

代表者交代の半年後又は次回の研修日程のいずれか早い日までに研修を修了することで差し支えないこととされています。

#### ■管理者

交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県の研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えないこととされています。

#### ■計画作成担当者

必要な研修を修了していない職員を計画作成担当者として配置した場合は、人員基準欠如となり、減算対象となります。

ただし、計画作成担当者の職にある者が突然離職等したことにより人員基準欠如となった場合には、後任の職員を配置し、かつ、当該職員が市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該研修を修了するまでの間は減算対象としないこととされています。

#### ■その他

①職員の急な退職、体調不良等により、早急に求人等を行ったにもかかわらず、必要な研修を修了した者を雇用できなかった場合において、やむを得ず**研修を修了していない職員を配置せざるを得ない状況になる場合には、必ず事前に介護保険課までご相談ください。**

② 上記①の事前相談等により、研修を修了していない職員を配置せざるを得ない状況にあると認められる場合は、必要な研修を受講させる旨の「誓約書」「確約書」等(任意様式)にその理由を記載の上、ご提出ください。

③ 研修受講予定の者が受講できなくなった場合は、減算が適用される場合がありますので、速やかに介護保険課にご報告ください。

④事業所の新規指定時は、原則どおり研修修了者が配置されている必要があります。

## 4 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う運営推進会議の開催方法について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、令和5年5月7日をもって運営推進会議の開催方法に係る臨時的取り扱いは終了しました。

よって、**文書による運営推進会議の開催又は報告は、同会議を開催したとはみなせません。**  
必ず集合形式又はテレビ電話装置等を活用した方法により開催してください。

また、開催日時は**遅くとも2週間前**までに介護保険課までご連絡ください。また開催日時に変更が生じた場合は、速やかにご連絡をお願いいたします。

(出席予定者が、地域包括支援センターの職員である場合も同様です。)

#### ■運営推進会議の開催周期

地域密着型サービス事業者は、おおむね2月に1回以上

うち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者、地域密着型通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者においては、おおむね6月に1回以上

(参考)

上述の扱いは、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」(令和5年5月1日事務連絡)に基づくものです。

## 1 労務管理上の注意（石川労働局労働基準部監督課）

令和5年度集団指導のホームページに石川労働局の動画配信を掲載しています。資料をダウンロードした上で、「令和5年度金沢市介護サービス事業者集団指導 労働法規の遵守について」もご参照ください。

- (1) 社会福祉施設に係る窓口相談の状況  
年次有給休暇、自己都合退職（ハラスメント、体調不良）、職場内のいじめ・嫌がらせ、賃金不払、休業手当に関する相談が多い
- (2) 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント  
労働時間についての適正な取扱い、変形労働時間制等の正しい運用、36協定、休憩・休日について、労働者の安全衛生の確保について、賃金について等
- (3) パワーハラスメントの防止について  
令和4年4月1日より義務化されたハラスメント対策の強化として事業主が講ずべき措置の内容について等

講義動画 URL : <https://youtu.be/NH-IKRBHa0w>

資料掲載 URL : <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/gyomuannai/1/1/4/23001.html>

## 2 介護労働安定センターの活用について（介護労働安定センター）

雇用管理改善や人材育成、健康確保のための個別相談や研修を実施しています。  
詳細は別添資料をご覧ください。



# 公益財団法人介護労働安定センター

## 事業概要



### ● 沿革

公益財団法人介護労働安定センターは、わが国の高齢社会の進展に伴って、今後ますます需要の増大が見込まれる介護労働力を確保するため、民間部門の介護労働に関する総合的支援機関として、平成4年4月1日に厚生労働省（当時の労働省）所管の公益法人として設立されました。同年7月1日には、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（介護労働法）が施行され、同法に基づき厚生労働大臣（当時の労働大臣）の指定法人となり現在に至っております。

さらに、平成12年4月1日同法が改正施行され、当センターの事業範囲が介護分野全般に及びこととなりました。これに伴い、当センターでは、介護労働者の福祉の増進と介護労働者の魅力ある職場づくりを目指して、雇用管理の改善、能力の開発・向上、介護労働者の適正な需給調整のための援助などに加え、人材確保のための介護事業主等への支援も行うほか、図書・教材の発行やシンポジウム・セミナーの開催等を通じて介護労働の重要性の認識と介護労働者の意識の向上を求める等、介護労働に対するさまざまな支援事業を行っています。

### ● 事業案内

#### I 雇用管理の改善 ～ 働きやすい職場環境づくりのお手伝いをするために ～

##### 雇用管理改善相談援助事業

##### ■雇用管理に関する相談援助

- ・介護労働サービスインストラクターによる雇用管理の改善等についての相談援助、情報の収集・提供を行っています。
- ・「**雇用管理改善コンサルタント相談**」は当センターが委嘱する社会保険労務士等が、「**こころと身体の健康相談**」はヘルスカウンセラー（臨床心理士、産業カウンセラー、理学療法士、感染管理認定看護師等）が相談に応じます。（オンラインも対応可能）

※令和5年度の雇用管理改善コンサルタント相談、こころと身体の健康相談の新規受付は10月31日をもって終了しました。

##### ■介護労働者雇用管理責任者講習（厚生労働省委託事業）

- ・介護事業所の雇用管理に責任を有する方に、雇用管理について学んでいただく講習です。講習は、労働基準法に関する基本的事項を学ぶ「総合コース」と、人事・賃金・労働時間などの具体的な内容を学ぶ「専門コース」を実施します。

##### ■介護事業者支援セミナー

- ・雇用管理の改善及び経営の改善に必要な情報の提供、知識の付与、意識啓発など事業所ニーズに即したテーマで、介護分野の事業主の方、これから介護分野に参入しようとする事業主の方などを対象に有料で行います。

##### ■職場改善好事例集 “こんなときDoする？”（雇用管理サポートシステム）

- ・全国の介護事業所が取り組んだ雇用管理の事例などをホームページで紹介しています。また、事業所の雇用管理の状況について、簡単に診断することもできます。
- ・『CHECK&ACTION25』、『業務推進マニュアル』、『事務効率化Q&A』等の役立つ情報も掲載しています。

##### ■介護労働実態調査

- ・介護分野の雇用・就業状況や賃金・労働時間等に関する実態調査を毎年継続的に実施し、事業所における雇用管理改善の基礎資料とするために、調査結果を報告書として取りまとめます。例年、8月頃に前年度調査結果を公表しています。

##### ■助成金に関する情報提供

- ・介護事業所が活用できる各種助成金の情報提供を行います。

## II 職業能力の開発 ～ 利用者へのサービス向上のために ～

### 介護労働者能力開発事業

#### ■介護労働者のキャリア形成に関する相談援助

- ・介護事業者または介護労働者を対象に、介護労働者のキャリア形成に関する相談援助を行い、また研修計画の作成支援や能力開発啓発セミナー等の提供を行います。
- ・「人材育成相談」はキャリアコンサルタントなど職業能力の向上に関する専門家が相談に応じます。（オンラインも対応可能）

#### ■介護労働講習（介護労働者又は介護労働者になろうとする者に対して、必要な知識・技能を習得させるために行う講習・訓練） 《実務者研修》

- ・今後介護職に従事しようとしている雇用保険受給者を対象に、介護従事者として職業倫理と態度を養い、社会福祉及び関連領域の基礎知識と介護の技能・技術を習得するための講習です。実務者研修を修了できます。各ハローワークにて受講手続きを行います。

#### 《能力開発コース》

- ・短期専門コース（スキルアップ講習）：高度化・多様化する介護技術に対応して、より実践的なレベルアップができます。
- ・喀痰吸引等研修：10名以上の参加が可能な法人に対して、出前型での講習を実施します。（オンラインも座学のみ対応可能）
- ・ケア・サポート講習：当センターの介護専門職が培ってきた介護の知識や情報を活かして、事業所のご要望に応じ、職員の方々に  
対して講習を行います。スタッフの介護技術のさらなる習得、提供するサービスの向上や資質向上等にお役立ていただけます。  
接遇・マナー、介護記録の書き方、介護技術の基本、認知症ケアなどのご要望にお応えします。（オンライン講習も対応可能）

## III 介護関係機関との連携 ～ 介護分野の人材確保・定着のために ～

#### ■介護労働懇談会の実施

- ・介護人材の確保・定着のために、地域の介護関係の行政機関、関係団体等が参集し、介護労働の現状と展望について情報共有し、  
地域の実情に応じた役割、分担のあり方について検討します。センター支部が事務局を務め、連絡調整等を担います。

## IV 情報の提供 ～ 介護労働者への理解のために ～

### 出版・情報提供事業

- 図書（雇用管理関係・キャリアアップ関係、介護職員初任者研修テキスト等）の発行
- 月刊ケアワーク、介護関連DVDの発行
- 介護情報サイトの公開、介護事業者のホームページ「care-net.biz」の運営

## V 福利厚生充実 ～ 介護労働者の福祉の増進のために ～

### 介護労働者福利厚生等事業

※保険加入等については、代理店：(株)全福サービスが取り扱います。

- 傷害補償（介護事業者用）制度・感染症見舞金制度
- 賠償責任補償（介護事業者用）制度
- 個人情報漏えい保険制度
- ケア・ワーカー等福祉共済（傷害・感染症・賠償）、ケア・ワーカー健康診断受診促進事業

## VI 賛助会加入のご案内

- ・当センターの事業は、国からの交付金のほか、賛助会員の方々の会費等により運営されています。
- ・賛助会員の特典がございますので、当センターの趣旨にご賛同いただき、賛助会員としてご入会いただきますようお願い申し上げます。主な特典は①月刊「ケアワーク」の無料送付②当センター発行図書等の割引③当センターが指定する講習等の受講料の割引④ホームページサービスの利用料等の割引⑤ケアサポート講習（有料出前講習）の割引⑥賛助会員専用サイトの利用などです。



公益財団法人 介護労働安定センター石川支部

〒920-0907 金沢市青草町88番地

近江町いちば館 5階

TEL:076-260-1561 FAX:076-260-1562

E-mail [ishikawa@kaigo-center.or.jp](mailto:ishikawa@kaigo-center.or.jp)

URL <http://www.kaigo-center.or.jp/>



2023.11.版





プロ講師  
による

ケア・サポート講習

オーダー  
メイド型**有料！** 出前講習のご案内

-事業所内の講習にご利用ください-

**オンラインによる研修も可能！**

講習をしたいが講師が見つからない、日程が合わず講習に行けない等お困りではありませんか。ニーズに添った内容を経験豊富な講師より学ぶことで、職員のスキルアップに取り組んでみませんか。

**① 接遇・マナー**

- ・介護職員に求められるマナー  
(言葉遣い・表情・立ち居振る舞い等)
- ・ご利用者に対する尊厳のケア  
(コミュニケーション・聴講のポイント)

**② 身体拘束の排除**

- ・身体拘束とは？
- ・身体拘束は、  
なぜ問題なのか？
- ・介護保険法と身体拘束



## 《派遣講師》

社会保険労務士、キャリアコンサルタント、介護支援専門員、介護福祉士、臨床心理士、理学療法士、看護師等の有資格者・実務経験者

※ご希望の時間・場所に講師が出向き講習を実施します。  
自施設の課題・ニーズに合わせて、自由にお選びください。

その他ご希望あれば  
ご相談に応じます。

**③ 介護記録**

- ・記録の意義と目的
- ・記録の種類と書き方
- ・アセスメントの留意点

**④ 介護技術の基本**

- ・移乗介護技術
- ・口腔ケア
- ・食事の楽しみと  
介助の基本～嚥下～
- ・排泄ケア

**⑤ 人材育成**

- ・新人・リーダーなど階層別研修  
(役割・心構え・必要なスキル)
- ・組織力向上のための  
コミュニケーションとは
- ・人材育成担当としての  
コーチング技術

**⑥ 認知症ケア**

- ・認知症ケアⅠ(基本視点)
- ・認知症ケアⅡ(疾病の理解)
- ・認知症ケアⅢ  
(コミュニケーション)



## お申込から講習までの流れ

申込書提出

(FAX等でお申  
込ください。)

内容の確認

(講習確認や  
見積書等)契約に関する  
書類作成

請求書発行

(講習前のお振込を  
お願いします。)必要に応じて、  
講師との  
打合せ出前講習  
実施

講習価格：1時間当たり **30,000** 円(税込)です(賛助会員割引あり)。  
講習時間は1時間～2時間、時間帯についてもご相談ください。

※ 研修に利用できる助成金・補助金事業があります。  
まずは、下記にお問い合わせください。

【お申し込み・お問合せ先】

公益財団法人介護労働安定センター石川支部

〒920-0907 金沢市青草町88近江町いちば館5階

TEL:076-260-1561 FAX:076-260-1562

講習時間帯は、  
夕方からでも  
可能です！

## 「出前講習申込書」

公益財団法人 介護労働安定センター石川支部行

FAX:076-260-1562

事業所名	カガナ		
法人名			
申込者	役職：	氏名：	
住所	〒 — —		
電話番号	— —	FAX	— —
メールアドレス (オライの場合には必須)			
希望コースに ○印をつけて ください。 (オライ希望は、 ◎印をつけて ください。)		①接遇・マナーについて	
		②身体拘束の排除	
		③介護記録	
		④介護技術の基本（ ）	
		⑤人材育成（ ）研修	
		⑥認知症ケア（ ）	
		⑦介護事業所におけるリスクマネジメント	
		⑧ターミナルケア	
		⑨その他（ ）	
講習日時	第1希望	令和 年 月 日（ ）	: ~ : 迄
	第2希望	令和 年 月 日（ ）	: ~ : 迄
	第3希望	令和 年 月 日（ ）	: ~ : 迄
開催場所		受講者数	名
ご準備いただけるもの (○印をつけて ください。)	パソコン	プロジェクター	スクリーン ホワイトボード その他（ ）
備考欄（回数等ご要望があればご記入ください。）			

介護事業所の管理者/責任者等の皆様へ

問題解決のヒントが見つかる！

# 雇用管理責任者講習

○介護労働者雇用管理責任者講習は、厚生労働省から委託を受け、介護事業所における「魅力ある職場づくり」のために、介護労働者の雇用管理改善への取組みを担当する人材を育成する講習です。

○厚生労働省は、「介護雇用管理改善計画」の中で雇用管理改善を推進するには、雇用管理責任者を選任することが重要だと推奨しています。

○各回講習内容が異なりますので、複数回、複数名も受講可能です。

○毎年受講可能ですので、興味のある方はぜひご参加ください。

受講料  
テキスト代  
**無料**  
複数受講可

対象者		介護事業所の管理職又は人事労務担当者及び介護分野に参入しようとする事業所の方等
定員		各回申込 先着30名
参加方法	専門コース(4H) 第1・3回	オンライン (ZOOM) グループワークあり
	総合コース(3H) 第2・4・5回	会場 石川県地場産業振興センター 本館 3階 第6研修室



回	講習内容	日程	講師
第1回 専門コース オンライン	育児休業・介護休業・ハラスメントについて テキスト：介護労働者の雇用管理総論	7月28日(金) 12:50~17:00	谷内 安芸 氏 金子社会保険労務士事務所 社会保険労務士
第2回 総合コース 対面	採用から定着するまでの人財育成 テキスト：介護労働者の雇用管理総論	8月17日(木) 13:20~16:30	池田 東史雄 氏 ワールドワイド株式会社 社会保険労務士
第3回 専門コース オンライン	メンタルヘルス対策における管理者の役割 テキスト：介護労働者の雇用管理総論	9月25日(月) 12:50~17:00	宮前 諒平 氏 (株)ホリスティックコミュニ ケーション 金沢ルーム 臨床心理士 公認心理師
第4回 総合コース 対面	採用から退職までの雇用管理ポイント テキスト：介護労働者の雇用管理総論	11月29日(水) 13:20~16:30	三井 敏彦 氏 社会保険労務士山田事務所 社会保険労務士
第5回 総合コース 対面	外国人労働者の雇用管理について テキスト：業務推進マニュアル	12月20日(水) 13:20~16:30	近藤 秀樹 氏 近藤労務管理事務所 社会保険労務士

※講習受講後には、「受講証明書」を発行します。

石川支部ホームページより申込はこちら⇒



申し込み先

**公益財団法人 介護労働安定センター 石川支部**

〒920-0907 金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階 TEL:076-260-1561 FAX:076-260-1562

～受講をご希望の皆さまへ 下記お申込み手順等をご確認のうえ、FAX・メール等でお申込みください～

**【手順1】「受講を申し込む」**

石川支部HP入力フォームまたは、下記項目に記入の上、FAX（076-260-1562）でお申込みください。

**【手順2】講習日の1週間程度前に受講のご案内（受講決定通知書）を送ります。**

- ・オンライン講習の方には、メールでお知らせいたします。
  - ・対面講習の方には、FAXまたはメールで、お知らせいたします。
- （下記E-mailにご記入の場合は、メールに送信いたします。）

**★★★ オンライン講習に係ること ★★★**

配信一週間前頃に、申し込んだメールアドレス宛に受講URLをお知らせいたします。（テストご希望の方はご連絡ください。）

テキストは、事前に送付いたします。※ソフトウェア「ZOOM」により配信します。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

申込者名			
事業所名			
事業所住所	※オンライン講習の方は、資料を郵送いたしますので郵送先をご記入ください。 〒		
TEL	※オンライン講習の方は、連絡がとれやすいTELを記入ください		FAX
E-mail	※参加に必要なURLを送信しますのでオンライン講習の方は必ずご記入ください。		
同意事項	下記記載の「Web講習受講における禁止事項及び注意事項」に同意しますか。（同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。）		<input type="checkbox"/> 同意する
事業所規模 (労働者数) <input checked="" type="checkbox"/> を記入	<input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上	開設経過 年数 <input checked="" type="checkbox"/> を記入	<input type="checkbox"/> 3年未満 <input type="checkbox"/> 3年以上 雇用管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> を記入
			<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> わからない

参加希望に○	実施回	日時	参加方法	講師・講習内容	受付番号
	1	7月28日(金) 12:50~17:00	オンライン	講師：谷内 安芸 氏 専門コース 「育児休業・介護休業・ハラスメントについて」	
	2	8月17日(木) 13:20~16:30	石川県地場産業振興センター 本館 3階 第6研修室	講師：池田 東史雄 氏 総合コース 「採用から定着するまでの人財育成」	
	3	9月25日(月) 12:50~17:00	オンライン	講師：宮前 諒平 氏 専門コース 「メンタルヘルス対策における管理者の役割」	
	4	11月29日(水) 13:20~16:30	石川県地場産業振興センター 本館 3階 第6研修室	講師：三井 敏彦 氏 総合コース 「採用から退職までの雇用管理ポイント」	
	5	12月20日(水) 13:20~16:30	石川県地場産業振興センター 本館 3階 第6研修室	講師：近藤 秀樹 氏 総合コース 「外国人労働者の雇用管理について」	

**<Web講習受講における禁止事項及び注意事項> ※お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。**

**◆禁止事項◆**

- 本Web講習の視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本Web講習のSNS上への掲載。●本Web講習における著作権を侵害する行為を行うこと。
- 本Web講習の録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

**◆注意事項◆**

- Web講習の視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
- 受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
- Web講習視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。
- 当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、対応いたします。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。※お問合せ先等は、本案内の1枚目(表紙)をご確認ください。



厚生労働省委託事業

## R5介護労働者雇用管理責任者講習のご案内 (eラーニング 総合コース)

### 介護事業所の皆さまへ

～働きやすい職場づくりのために～

厚生労働省は『介護雇用管理改善等計画』の中で雇用管理改善を推進するには、雇用管理責任者を選任することが重要であるとしています。雇用管理責任者を選任して雇用管理を行う体制を整備しましょう。

### 本講習では…

介護事業所の雇用管理改善を促進していくうえで必要な知識やポイントを解り易く解説していきます。

講師：吉野美奈子氏(社会保険労務士)  
カリキュラム

オリエンテーション (15分)

第1部 守らなければならない労務管理のポイント1 (56分)

介護労働を取り巻く課題を解説、募集時の注意点、労働契約等について説明します。

第2部 守らなければならない労務管理のポイント2 (67分)

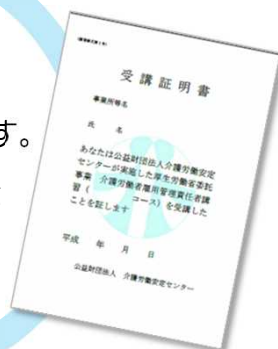
採用後は、トラブル防止のために適切な労務管理が大切です。労働時間、休憩や休日、有給休暇、賃金等を解り易く解説します。

### eラーニングは…

パソコンやスマホがあればいつでも、どこでも理解度に合わせ反復して受講できます。

### 無料です

受講料は無料です。  
受講証明書を発行します。



第3部 健康でいきいきと働ける職場づくりのために (40分)

長く働き続けるために、介護労働者の健康管理、働きがいのある環境を作るポイントを解説します。



QRコードでのお申込み↑

お申込締切は、令和5年12月22日(金)です。

お申込みについては、**下記の禁止事項及び注意事項**をご確認ご了承のうえ、**FAX**によりお申し込みをお願いいたします。※下記禁止事項等にご同意いただけない場合は、動画の視聴はできません。

- 禁止事項
- ・本動画の視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。
  - ・本動画の録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。
  - ・本動画のSNS上への掲載。
  - ・本動画における著作権を侵害する行為を行うこと。
- 注意事項
- ・本動画視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
  - ・受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
  - ・本動画視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。
- ※当センターのプライバシーポリシーに基づき、申込書の内容は、厳重に管理し、当センターの事業のご案内に使用すること以外はご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。

**FAXでのお申込み** 下記の必要事項にご記入のうえ、本紙をFAXで送信してください。



公益財団法人介護労働安定センター 石川支部  
FAX 076-260-1562



令和5年度 介護労働者雇用管理責任者講習 eラーニング 総合コース  
受講申込書

法人名				<input type="checkbox"/> 上記禁止事項等について 同意のチェックをお願いします。
事業所名				
サービス 種別				
所在地等	〒			
	TEL		FAX	
フリガナ				役職
氏名				
e-mail				

- 下記の項目について、ご記入☑をお願いします。
1. 貴事業所では、雇用管理責任者を選任していますか。  
 はい  いいえ  わからない
  2. 該当する事業所のみお答えください。  
 開設3年以内  従業員50人以下



QRコードでのお申込み↑

お問い合わせ先



公益財団法人 介護労働安定センター 石川支部

〒920-0907 金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階  
TEL : 076-260-1561 FAX : 076-260-1562

E-mail : [ishikawa@kaigo-center.or.jp](mailto:ishikawa@kaigo-center.or.jp) <http://www.kaigo-center.or.jp>

☆☆介護を未来にわたって支えるため、働きやすい、働きがいのある職場づくりに貢献します☆☆

## 令和5年度 講習会・セミナー計画のご案内

令和5年10月30日現在

No.	月 日	時間	分類	内 容	講 師	受講料 (賛助会員) 税込	定員
1	11月1日 ～ 3月29日	配信期間 限定 約2時間	Webセミナー (動画配信)	BCP策定支援セミナー ※主たる1サービスの作成支援ツール提供あり (複数のサービス形態分を希望の場合は、追加料金)	東豊社労士事務所 林 利恵 氏	5,000円 賛助会員 (3,000円)	—
2	11月29日(水)	13:20 ～ 16:30	雇用管理 責任者講習	第4回 雇用管理責任者講習 総合コース 「採用から退職までの雇用管理ポイント」	社会保険労務士山田事務所 三井 敏彦 氏	無料	30
3	12月8日 ～ 12月21日	配信期間 限定 約2時間	Webセミナー (動画配信)	介護現場で役に立つ 介護職のための薬の知識	東邦大学客員教授 玉井 典子 氏	3,000円 賛助会員 (1,500円)	—
4	12月12日(火)	10:00 ～ 12:00	スキルアップ 講習会 (対面+Web)	口腔ケア 「歯科衛生士に学ぼう」 ～オーラルフレイル、認知症の方への口腔ケア～	石川県歯科衛生士会 須貝 美夏 氏	3,000円 賛助会員 (2,500円)	対面30 Web20
5	12月20日(水)	13:20 ～ 16:30	雇用管理 責任者講習	第5回 雇用管理責任者講習 総合コース 「外国人労働者の雇用管理について」	近藤労務管理事務所 近藤 秀樹 氏	無料	30
6	1月12日 ～ 1月25日	配信期間 限定 約2時間	Webセミナー (動画配信)	採用のポイント	株式会社アクティ介護事業部 栗林 正彦 氏	3,000円 賛助会員 (1,500円)	—
7	2月13日 ～ 2月26日	配信期間 限定 約2時間	Webセミナー (動画配信)	介護保険改正②	東洋大学ライフデザイン学部 高野 瀧昭 氏	3,000円 賛助会員 (1,500円)	—
8	2月27日(火)	10:00 ～ 16:00 (昼休憩含む)	事業者 支援セミナー	介護経営セミナー(介護報酬改定について)	小濱介護経営事務所(札幌市) 小濱 道博 氏	5,000円 賛助会員 (4,000円)	60
9	3月12日 ～ 3月25日	配信期間 限定 約2時間	Webセミナー (動画配信)	リスクマネジメント	株式会社アクティ介護事業部 栗林 正彦 氏	3,000円 賛助会員 (1,500円)	—

※ 申込書は受付開始後に当センター石川支部ホームページからもダウンロードできます。

1. 受講ご希望の方は、各講習の申込書でFAX等にてお申込みください。
2. オンラインについては、メールでお申込みください。
3. 各コースの日程、テーマ等の詳細は、随時ホームページ、FAX等でご案内します。
4. 講習日程等は変更する場合がありますので、予めご了承ください。□
5. その他、上記に記載のない講習会・セミナーについても、随時、ホームページ、FAX等でご案内します。

### 公益財団法人介護労働安定センター石川支部

〒920-0907 金沢市青草町88番地 近江町いちば館 5階

TEL 076-260-1561 FAX 076-260-1562 E-mail ishikawa@kaigo-center.or.jp

## 1 市外の第一号事業所を利用する場合について

金沢市外の被保険者である利用者が、金沢市内の第一号事業所を利用するには、予め、該当する保険者の新規指定を受けておく必要があります。指定を受けずにサービス提供すると介護報酬の請求ができませんので、ご注意ください。なお、サービス提供開始前に、必ず介護保険被保険者証にて保険者の確認をしておくことを推奨します。

指定を受けるには、該当する自治体にて必要書類や提出期限等の確認を行ってください。

## 2 認知症対応型共同生活介護における家賃等以外の金品受領の禁止等について

入居時等において受領する金品については、次の老人福祉法(以下「法」という。)の規定を参照してください。

### (1) 権利金等の受領禁止[法第14条の4第1項]

認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、家賃、敷金及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

### (2) 前払金の返還方法を明示した契約の締結[法第14条の4第2項]

認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部、又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

### (参考)

#### 老人福祉法施行規則第1条の12

法第十四条の四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として収受する全ての費用(敷金(家賃の六月分に相当する額を上限とする。)として収受するものを除く。)とする。

#### 同規則第1条の13

認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、法第十四条の四第二項の規定により、同項に規定する前払金(次条において「前払金」という。)に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。



### 3 共生型の推進について

共生型サービスとは、高齢者と障害のある人や児童が同一の事業所でサービスを受けやすくするために導入された制度です。

介護保険事業所であれば、障害福祉サービス事業所の指定も受けやすくするという特例が設けられました。

対象となるサービスは、訪問介護、通所介護（地域密着型を含む）、及び短期入所生活介護等で、それぞれに対応する障害福祉サービス事業所の指定を受けることができます。

障害福祉サービスにおいては、短期入所サービスの整備が最優先とされています。介護保険事業所の短期入所生活介護に相当するサービスが、障害福祉サービスの「共生型短期入所」に該当しますが、介護保険事業所である指定短期入所生活介護事業所の設備基準を充足していれば、同「共生型短期入所」の基準も充足するものとして、指定が受け易くなっています。

詳細につきましては、金沢市障害福祉課までお問い合わせください。

問合せ先	金沢市福祉健康局障害福祉課	事業者管理係
電話	076-220-2018	
電子メール	<a href="mailto:syoufuku@city.kanazawa.lg.jp">syoufuku@city.kanazawa.lg.jp</a>	

### 4 要介護者ごみ出しサポート事業について

金沢市では、家庭ごみを地域のごみステーションに出すことが困難な世帯を対象に、ご自宅の玄関先等に出されたごみを指定のごみステーションまで運搬する事業（ごみ出しサポート事業）を実施しています。

居宅介護支援事業所においては、当該事業を利用者の日常生活全般を支援するサービスの一つとしてご活用いただき、よりよいケアマネジメントを行っていただきますようお願いいたします。

#### （１）ご利用できる方

- ① 要介護1以上に該当する方
- ② 身体障害者手帳4級以上（視覚障害・肢体不自由に限る。）に該当する方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳2級以上に該当する方
- ④ 療育手帳B（B1に限ります。）以上に該当する方

※同居者がいる場合は、同居者全員が①から④までのいずれかに該当することが必要となります。

※親族や近隣住民の方、及びその他訪問介護員等により、ごみステーションに家庭ごみを搬出する協力が得られている場合は、対象となりません。

#### （２）その他事業内容

### ① 運搬方法

自宅の玄関先等に出されたごみを地域のごみステーションに運搬します。

### ② 収集するごみの種類と収集日

- ・ 燃やすごみ（※訪問調査時にどちらかを選択。）
  - お住まいの地区の収集日が火・金曜日の場合、どちらかの週1回
  - お住まいの地区の収集日が月・木曜日の場合、どちらかの週1回
- ・ 燃やさないごみ → お住まいの地区の月1回の指定日
- ・ あきびん → お住まいの地区の月1回の指定日
- ・ 資源回収ごみ → お住まいの地区の月2回の指定日

※ごみは分別方法に従って適正に分別のうえ、収集場所に出してください。

※有料粗大ごみ6品目など、有料戸別収集については、**対象外になります**ので、通常どおり戸別収集受付センターに申し込んでください。

### ③ 安否確認（希望者のみ）

運搬等のためご自宅にお伺いした際、指定の場所にごみが出ていなかった場合は、インターホン等によりお声かけをします。応答がない場合は、緊急連絡先に連絡します。

## （3）運搬開始までの流れ

### ① 申請書の提出

申請書に必要事項をご記入の上、下記の提出先に持参又は郵送してください。

※代理の方（ケアマネージャー、ホームヘルパー、支援相談専門員等）でも申請できます。

### ② 訪問調査

市の職員が申請者のご自宅を訪問し、運搬等に当たっての打合せを行います。

※代理の方が申請された場合は、代理の方に立会いをお願いすることがあります。

### ③ 収集開始

訪問調査の結果、事業の対象に決まりましたら、運搬開始日等を通知の上、サービスを開始します。

詳細につきましては、金沢市ごみ減量推進課までお問い合わせください。

問合せ先 金沢市環境局ごみ減量推進課

電話 : (076) 220-2302

F A X : (076) 260-7193

## 5 ご質問の受付について

金沢市では、日々、介護サービス事業者の皆様方からご質問を頂いております。

電話によるご質問の場合、お話を伺いしても、国への照会等のためにお時間をいただくようなケースがあることや、日々多くの質問をお受けしている関係上、回答までに数日間を要しているケースもあります。

つきましては、加算や運営基準等に関する質問は、電子メール・FAX等でご質問下さいますよう、ご協力をお願いいたします。

また、ご質問いただく前に金沢市条例や介護保険事業者向けQ & A等の各種資料により確認できる場合もございますので、ご協力をお願いいたします。

・電子メールアドレス [kaigo@city.kanazawa.lg.jp](mailto:kaigo@city.kanazawa.lg.jp)

・FAX 076-220-2559

・金沢市条例

金沢の介護保険 > 事業者向け情報 > 介護サービス指定基準

・厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス関係Q & A

## 6 電子メールアドレス変更等のご連絡のお願い

本市では、皆様との連絡や国・県からの通知の周知のために、新規指定書類等に記載の電子メールアドレス、電話番号、及びFAX番号を活用しております。

電子メールアドレス等を変更された場合は、介護保険課までご連絡下さいますよう、ご協力をお願いいたします。